

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成15年11月17 日	391,930円		平成14年11月25日、足立区鹿浜四丁目3番先の信号機の設置されていない交差点において、足立西清掃事務所職員の運転する公用車が、反対方向から交差点に進入して右折しようとした相手方車両の左側ドア部分に衝突し、相手方に頸椎挫傷等の損害を与えた。